

「A県における子育て世帯調査」の結果の分析による貧困の連鎖に関する考察
 —低所得世帯児童への支援策に特化して—

○ 新潟大学 中川 兼人 (008700)

八木 稔 (新潟大学・009254)

[キーワード] 子育て世帯調査、子どもの貧困、貧困の連鎖

1. 研究目的

研究発表者は、これまで10年間に渡り福祉事務所の生活保護部門員として、延べ6,500世帯以上にに関わり、被保護者の「現実」と向き合う中で、貧困が親から子へと世代を超えて引き継がれる「貧困の連鎖」が凝集的に生起する事態を目の当たりにしてきた。よって貧困の連鎖を断ち切ることを目的としたさまざまな支援が構想され、実行される必要を強く認識している。そんな中で2016年9月から10月に行われた「A県における子育て世帯調査」についてその結果を分析する機会を得た。その分析から「子どもの貧困」と「貧困の連鎖」に対抗しうるソーシャルワーク実践の支援策を考察し、提言と実践の導出を目的とする。

2. 研究の視点および方法

「A県における子育て世帯調査」についてそのアンケートの回答結果分析を中心に検証し、地域福祉活動の視点と生活困窮者自立支援の視点から支援策を考察する。

(1) 調査結果の「生活困難の程度」を下記の3つの要因に基づき分類する。

①「低所得要因」…平成25年度の国民生活基礎調査で使用している相対的貧困線を境にし、世帯の収入について世帯員一人当たりの収入が相対的貧困線未満の場合を「低所得要因あり」とする。

②「逼迫要因」…必要な食料または衣料を購入できなかったことがまれにでもあった場合を「逼迫要因あり」とする。

③「欠如要因」…「相対的剥奪」の概念に基づいて想定した「子ども用物品」と「子どもへの支出」に関する調査項目計23のうち4つ以上欠如している場合を「欠如要因あり」とする。

これらの3つの要因に基づき、「生活困難の程度」を、いずれの要因にも該当しない「一般層」、いずれか1つの要因に該当する「周辺層」、そして2つ以上の要因に該当する「困窮層」と3つに分類した。

(2) 分類した3つの「生活困難」の程度とそれによる影響の度合いを下記の1.~4.に着目して分析する。

「1. 貧困の連鎖」「2. 親子関係」「3. 生活困難の程度による公的制度についての利用・認

知状況」4.『生活困難』の程度と『有料の学習塾に通わせる』傾向および食事形態」

(3) 「統計的検定」について、二変量間の統計的検定には、カイ二乗検定(尤度比)を用い、影響モデルについては、多変量ロジスティック回帰分析を用いて統計的解析を行った。

(4) これらの分析から「子どもの貧困」と「貧困の連鎖」に対抗するソーシャルワーク実践の支援策を考察する。

3. 倫理的配慮

本研究の発表に当たっては、日本社会福祉学会研究倫理指針に従い、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚して行う。また、本研究は、自らが所属する新潟大学歯学部倫理委員会に倫理審査申請を行ったので、倫理委員会の承認も得る予定である。

4. 研究結果

分析で着目した項目ごとに

「1. 貧困の連鎖」…「親の学歴」と「子の大学進学」は影響がある。「生活困難の程度」と「子の大学進学」は影響がある。

「2. 親子関係」…「子どもと過ごす時間」と「生活困難の程度」「ゲーム・スマホ時間」「父母の午後7時前後の帰宅」は統計的に有意である。

「3. 生活困難の程度による公的制度についての利用・認知状況」…いくつかの公的制度は「生活困難の程度」が高い層には知られていない傾向がある。

「4. 『生活困難』の程度と『有料の学習塾に通わせる』傾向および食事形態」…「生活困難の程度」と「有料の学習塾に通わせる」および「朝食を毎日食べる」は統計的に有意である。

5. 考察

これらの分析から「子どもの貧困」と「貧困の連鎖」に対抗するソーシャルワーク実践の支援策について下記の項目等を考察する。

・子どもの居場所に関する事業…「子どもの学習支援事業」「子ども版地域の茶の間」「子ども食堂」等

・生活困窮世帯に対する支援策…「生活保護制度の見直し」「生活困窮保険制度の創設」等